

參謀總長ノ御協議案

第十三師團ハ各年送丙第十六號滿韓駐劄部隊
 整理要領第六項ニヨリ四十二年初期ハ於テ交代スルコト
 ニ相成居候處韓國目下ノ形勢其ノ他ノ關係上輻重
 兵第十三大隊ヲ除ク、外本年十月ニ交代セシメ又在外
 重砲兵大隊ノ駐劄期ハ約ニ一二年ノ規定ノ屬勤務其
 他ノ關係上半部宛交代セシムルヲ適當ト認メ候條
 旅順及鎮海灣重砲兵大隊ノ内一々中隊ハ本年五月
 ニ交代セシメ度異存無之候ハ、交代セシムルキ田隊ニ
 關スル意見承知致度此段照會旁及協議候也

陸軍省

陸密第一

一七

號

三月十日



右回答濟田隊決定後

上奏案

第十三師田及旅順、鎮海濟重砲兵大隊、交代に
關し別紙、通制定ヤリ、度理由、具シ謹テ奉仰
先裁候

年月日

陸軍大臣
參謀總長

(別紙)

一、第十三師田(鞆重兵第十三大隊ヲ除ク)ハ朝鮮軍第十月
内地ニ歸還セシメ其交代トシテ陸軍中野部制第

上奏二月二十日
陸軍大臣
參謀總長

五條ノ庄ニシテ編令ニ於テハ第六師用一聯軍ヲ第六

大隊ヲ除クシテ派遣ス

ニ聯軍兵第十三大隊、明徳寺ノ月帰還ノ上第一師

内ニ投營ヤシメ第十三師用長女地帰還ニ至ル迄

第一師用長ノ統率ニ肩ス

三旅頃重砲兵大隊ノ内、^{聯軍}重砲兵大隊ヨリ派遣セ

ル中隊又鎮海湾重砲兵大隊ノ内、^{舞鶴}重砲兵

大隊ヨリ派遣セル中隊、^{後述}砲兵兼本聯

隊又重砲兵第三聯隊ヨリ派遣スル一中隊ト交代セ

ル

理由

第十三師團ハ四十二年初期ニ帰還セシムルコトノ允許相成
 居候處韓國國目下ノ形勢中韓軍兵第十三大隊ヲ除
 ヲ外ハ之ヲ引續キ駐劄セシメ本年十月ニ帰還セシムル
 ヲ必要トシ其ノ交代師團ハ作戰又動員計畫ノ關係
 上第六師團ヲ派遣スルヲ適當ナリトス又在外重砲
 兵大隊ノ駐劄期ハ二ト年ノ規定ナルモ勤務其ノ他
 ノ關係上毎年大隊ノ半部宛テ交代セシムルヲ適當
 ナリトスルヲ以テ旅順又鎮海灣重砲兵大隊ノ内各
 一中隊ハ其ノ駐劄期限一ト年ナルモノヲ交代セシムル
 ハ必要アリ其ノ帰還又派遣隊ノ選定ハ作戰又動

陸

軍



員計画ノ關係上本文ノ諸隊ノ適當ナルト認メ
タルト由ル

右御裁可ノ後

省内各局長直屬官衛長官憲兵司令官
各師團長台湾總督関東都督韓國駐劄
軍司令官東京衛戍總督ノ内達參謀總
長教育總監ノ内牒按

第十三師團及旅順鎮海灣重砲兵大隊ノ交代ノ関シ左
ノ要領ニ依リ命令可相成候條此ノ旨内達ス(内牒ニハ特文ノ
及内牒候也ノ作ル)
(左記ハ上奏按ノ別紙中ニ記載ノ通)

陸軍部 陸軍部 第二十九 號 三月廿七日

御名 御廩

年月日

陸軍大臣

軍令陸乙第 號

(前記上奏案、別紙中の記載通り)

軍隊後動係

本案、加キ一時的^{ハル}準備^{ハル}に於テ、^{ハル}作報^{ハル}ノ為ニ、

布ノ必要ガ^{キモノ}準備^{ハル}ノ為ニ、

遠^ク要スルモノト在リテ、^{ハル}軍令^{ハル}第^{ハル}號

ト指シテ、大五ノ由遠^クスル

陸軍大臣

0028

明治四十一年二月廿六日

右左五ノ名ヲ捺リ記ス



順重砲兵大隊の内依世保重砲兵大隊
 手の派遣した中隊の代り依世保重砲兵
 大隊の中隊、能海濱重砲兵大隊の内
 舞鶴重砲兵大隊の派遣した中
 隊の代り重砲兵大隊の併隊の中隊
 の差遣した中隊の代り及田中重砲
 兵大隊の右隊を交代部隊に充てた
 事があるが、交代部隊に充てた重砲
 兵大隊の中隊は、
 元裁多中隊に
 同

1800

家事訓令

第

一

號

二月七日

陸軍省
受領

密受第

三六

號

清國駐屯軍

職員表進達ノ件